

デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用
に係るリスク評価について
(概要)

2024 年 9 月 26 日
消費・安全局 動物衛生課

I. これまでの経緯

1. 我が国は、2000 年に「デンマークから日本向けに輸出される偶蹄類の動物の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件」（平成 12 年 5 月 24 日）を作成し、当該条件の下デンマークから豚肉（臓器を含む。以下同様。）及び豚肉製品を輸入している。
2. アフリカ豚熱（ASF）が欧州で流行し、2020 年にはデンマークの隣国であるドイツでも発生が報告された。デンマークでは一度も ASF の発生の報告はないが、今般、将来仮にデンマークで ASF が発生した場合に、輸入される豚肉及び豚肉製品に対してゾーニングを適用するよう要請があった。
3. このため、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続」（平成 20 年 3 月 31 日付農林水産省大臣訓令）に従い、当該要請に関する検討を適切に進める。

II. 要請事項

1. 「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続の運用指針」（平成 22 年 4 月 15 日付け農林水産省消費・安全局）第 4 条第 1 項に規定する「プロトコール 1¹」に該当することから、同条第 2 項に基づき、家畜衛生部会に諮問をしたい。
2. 現在の家畜衛生条件においては、デンマークから豚肉及び豚肉製品を輸入する場合、同国において ASF の発生がないことが条件とされていることから、ASF ゾーニングを適用するには、当該家畜衛生条件を改正する必要がある。
3. デンマークからの要請に応じて家畜衛生条件の改正を検討するに当たって、家畜衛生部会には ASF ゾーニングを適用しデンマークから

¹ 当該要請により我が国が新規の家畜衛生上の考え方の受入を必要とする場合、その他家畜衛生上の影響が大きい場合

豚肉及び豚肉製品を輸入することにより、我が国に ASF が侵入するリスクを評価することについて調査審議いただきたい。

4. なお、リスク評価の前提として、質問票等を通じてデンマーク当局より入手した情報及び現地調査により収集した情報を別紙のとおりまとめた。

Ⅲ. 参考情報

これまでの ASF 未発生国に対する発生時のゾーニングの適用に係る評価実績は以下のとおり。

- ・ フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について（2024 年 5 月答申）
- ・ 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について（2024 年 5 月答申）

フランス及び米国については、ASF の発生を早期に摘発し、適切な感染拡大防止措置を講じるために必要な体制が確保されていると考えられたが、同時に、これらの国で発生時に講じられる具体的な防疫措置の実効性には不確実性が残ることから、初発時にはその実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上で、ゾーニング適用の可否について判断する必要があるものと評価している。

デンマークにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用 に係るリスク評価に関する関連情報

I 背景

(1) デンマーク

デンマークは、面積約 4.3 万 km²(九州とほぼ同じ)(フェロー諸島及びグリーンランド(自治領の項参照)を除く。)、人口約 596 万人の北欧に位置する国であり、ドイツと陸路で国境を接するユトランド半島とその周辺の多くの島々からなる。行政区分としては、98 の基礎自治体からなる。

平坦で肥沃な土壌を有し、約 6 割を農用地が占めており、国内で生産された農産物の約 3 分の 2 を輸出している。主要農産物は、小麦、大麦、生乳、豚肉等である。

また、デンマークは、欧州連合(EU)加盟国であり、EU 各国と経済圏を共有するほか、国境検査なしで国境を越えることを許可するシェンゲン協定の署名国でもある。

(2) アフリカ豚熱(ASF)の発生状況

デンマークでは、2024 年 9 月現在までに ASF の発生は確認されていない。欧州では、2007 年にジョージアで発生して以降、アゼルバイジャン、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ等の欧州諸国に拡がった。EU 加盟国においても、2014 年以降拡大しており、陸路国境を接するドイツでも 2020 年以降発生している。また、2023 年以降発生が確認されているスウェーデンとは橋及び海底トンネルで繋がっている。

(3) 要請事項

今般、デンマーク当局より、ASF 発生時に同国からの豚肉及び豚肉製品の輸入に対してゾーニングの適用を依頼する旨の要請があった。その際、98 の基礎自治体をゾーニング適用の基本単位とすることについて提案があった。

II 評価項目

1. 獣医体制及び法制度

デンマークでは、デンマーク獣医食品庁(DVFA)が中央政府の家畜衛生当局であり、また、地方においては DVFA の出先機関が、DVFA 本部が決定した法令や政策等に基づきリスク管理措置を実行する。DVFA の出先機関のうち、家畜のサーベイランスや疾病発生時の緊急対応を担う獣医検査ユニット(VIU)は、北部ユニット、南部ユニット及び東部ユニットの 3 つに分かれており、それぞれ特定の地域を管轄している。また、ASF を含むリスト 1 疾病(「疑い事例があった際、獣医師が速やかに DVFA へ通報すべき疾病」として国内法で指定されているもの)の発生時には中央及び地方に中央疾病管理センター(NDCC)及び地方疾病管理センター(LDCC)と呼ばれる対策本部が設置される。

人的リソースとして、DVFA は、本部及び出先機関に獣医官が配置しているほか、

民間獣医師とも契約し、一部の公的業務を委託している。また、DVFA は、リスト 1 疾病の発生時において、必要な場合には、生産者団体、民間獣医師、獣医学生、と畜場職員等に動員を要請する場合がある。さらに、デンマークは北欧及びバルト海沿岸各国と協力協定を結んでおり、人員が不足した場合にはこれらの国に派遣の要請を行うことができる。ASF 発生時の防疫措置に係る予算は DVFA が確保している。補償金の一部については欧州連合（EU）や生産者団体であるデンマーク農業食品委員会（DAFC）も負担する。防疫措置に必要な資材の確保については、主としてデンマーク緊急事態管理庁（DEMA）が担う。

デンマークでは、生産者団体として DAFC が存在する。DAFC は、その傘下に豚病の診断施設を持ち、当該診断施設は DVFA が行う ASF のアクティブサーベイランスに貢献している。また、陸路国境でデンマークに入国する家畜運搬車両の洗浄・消毒を行っている。

家畜疾病の防疫及び管理については、EU 規則である動物衛生法及び国内法である動物飼育法等の法令並びにより具体的な防疫措置の内容を記載した防疫指針に基づいて実施される。

2. 豚の飼養状況及び衛生管理

デンマーク全体の豚の飼養頭数は約 1,320 万頭であり、農場は都市部を除くデンマークの全域に分布する。デンマークでは、豚農場を商用農場と非商用農場に区分している。非商用農場は、デンマーク国内の養豚農場戸数（約 7,500 戸）の約 23% を占めるが、頭数ベースでは 0.04% に過ぎない。デンマークの豚農場の大部分は家族経営であるが、多くの場合、繁殖農場から同じ生産者が経営する肥育農場に子豚を供給している。このため、豚が発育ステージによって複数の農場を移動するいわゆるマルチサイト型の生産が主流である。国内で年間約 3,400 万頭の子豚が生産され、約 1,500 万頭は他国に輸出される。一部の例外を除き、生体の豚は輸入されていない。

全ての農場及び農場経営者は、適切なバイオセキュリティ措置を講じる義務がある。さらに、飼養頭数が、母豚 300 頭以上、肥育豚 3,000 頭以上又は離乳豚 6,000 頭以上のいずれかに該当する農場は、管理獣医師との契約並びに管理獣医師の助言の下でのバイオセキュリティプランの作成及び毎年の見直しが義務付けられている。バイオセキュリティプランには、豚舎への前室の設置、入退場時のシャワー・手洗い、専用の作業着・長靴の使用等について盛り込む必要がある。農場は、管理獣医師と結んだ契約書を DVFA のデータベースに登録する必要がある。また、EU 規則により、家畜飼養者は、必要に応じて昆虫やげっ歯類の防除対策や動物、製品、車両及び人の施設への出入手続の設定といったバイオセキュリティ措置を講じる必要がある。家畜豚に残飯に由来する飼料を与えることは禁止されている。前述の飼養頭数に満たない小規模の農場については、管理獣医師との契約やバイオセキュリティプランの作成等は義務付けられていないが、EU 規則によるバイオセキュリティ措置の実施や残飯給与の禁止については、規模や飼養目的に関わらず課されている。

農場の従業員等は、雇用から 30 日以内に、ナショナルリファレンスラボ（NRL）が提供する e ラーニングを受講し、事業主はその者が適切に受講したことを記した文書を DVFA に提出する必要がある。これに違反した場合には、事業主には罰金が科せられる。また、全ての外国人労働者は ASF 発生国又は地域から食品を持ちこま

ないという契約を農場と結ぶ必要がある。この他、DVFA は DAFC の協力の下、生産者に対するバイオセキュリティの要点をまとめたリーフレットの配布や SNS 等を通じた周知を行っている。DVFA は定期的に農場の査察を実施しており、査察の結果、農場が講じるバイオセキュリティ措置に問題点が見つかった場合には、その深刻度に応じて警告、是正若しくは飼養禁止の命令、罰金、登録の抹消（家畜の飼養禁止）等の措置を講じることができる。農場の入口における車両の消毒は義務付けられていない。その代わり、家畜運搬車両や死亡畜の運搬車両は、農場の飼養区域内に立ち入ることが禁止されている。また、農場周囲の二重柵の設置は、屋外飼育を行う農場に対してのみ義務付けられている。

デンマーク国内では生体市場を介した豚の売買は行われていない。精液採取センターが 16 か所存在しており、全て DVFA によって承認等を受ける必要がある。これらの施設から精液を出荷するに当たっては、バイオセキュリティ要件の遵守が求められる。

3. 豚のトレーサビリティ及び移動管理

デンマークでは、豚を飼養する全ての農場に 5 桁又は 6 桁の固有の登録番号が与えられ、中央家畜登録簿（CHR）に登録されるため群単位のトレーサビリティ体制が整備されている。CHR の情報は、研究目的や疾病のまん延に関する要因の調査等に用いることが可能で、疾病の発生時には、疫学関連農場の特定や家畜の移動履歴を追跡することができる。CHR への登録は、非商用農場やペットとしての飼育にも義務付けられている。豚の識別に当たっては、原則的に耳標又はチップが埋め込まれた電子耳標の装着が義務となっており、この耳標に CHR の情報を記録する必要がある。豚の移動は、移動後 7 日以内に CHR に通知しなければならない。通知は、豚の受入れ先の施設が行う。CHR への登録や耳標の装着を怠った場合、是正の指導がなされ、これにも応じなければ罰金も科されうる。また、識別が適切になされていない場合、と畜場はその動物を受け入れてはならない。

加盟国間での EU 域内移動は、EU 加盟国共通の移動管理システムである TRACES に登録される必要があり、また、獣医官によって承認された衛生証明書が添付されている必要がある。

4. と畜・食肉処理及び証明書の発行

デンマークでは、と畜場、食肉処理施設を含む食肉生産施設等は、DVFA によってその営業が承認されている必要があり、承認済み施設には、承認番号が与えられる。DVFA は、承認後においても原則年 4 回の定期的な査察を実施している。定期的な査察において不備が認められ、改善措置命令が出された場合には、改善後に再査察が行われ、それでもなお改善が見られない場合には、罰金や登録抹消等の行政処分が課される。

EU 規則に基づき、全ての豚はと畜場への到着に際して、獣医官によると畜前検査を受けなければならない。と畜後の全ての枝肉及び臓器は、獣医官又は獣医官の監督下で働く検査官の検査を受けなければならない。と畜前後検査で、ASF が疑われる所見があった場合には、DVFA 食肉検査ユニットの獣医官が VIU の獣医官に通報する。DVFA は、疑い事例から採取されたサンプルの NRL による分析が完了するまで、と畜場全体を制限下に置く。

EU 規則に基づき、デンマーク国内のと畜場及び食肉処理施設は、出荷元となる農

場及び出荷先の事業者の両方を特定できなければならない。豚肉や豚肉製品を市場流通させる際には、生産された施設の承認番号を記したマークを製品に付す必要がある。これらのシステムを通じて、安全性に疑義のある食品を回収することが可能となっている。

デンマークから EU 域外に畜産物を輸出する際の証明書は、DVFA の食品検査ユニットの獣医官によって発行される。証明書の作成に当たっては、フードチェーンに関わる一連の食品関連事業者（と畜場、食肉処理施設等）から提供されるトレーサビリティ情報や CHR に記録の豚の移動情報が参照される。

自家消費用にと畜して得られた豚肉の販売及び他人への配布することは禁止されており、私有地内だと畜された豚肉を敷地外へ持ち出すことも禁じられている。

5. 輸入検疫

EU 域外から EU 加盟国に輸入される動物及び畜産物は、国境検査所（BIP）で輸入検疫検査を受ける必要がある。デンマーク国内には 11 か所の BIP が設置されているが、生体豚の輸入検疫検査が可能な BIP はなく、生体豚は一部の例外を除いて輸入されない。EU 域外からのイノシシ科動物及び同科由来の畜産物の輸入については、ASF の清浄性を EU が認め、輸入して差し支えないとする第三国リストに掲載された国からのみ可能となっている。EU 域外から到着する旅客の荷物については、税関職員に荷物の開梱及び違反品の収去権限が与えられており、動植物検疫を含めた全ての旅客の手荷物及び郵便物に対する検査は税関が担当する。

EU 加盟国で新たに ASF が発生した際には、EU 規則に基づき制限区域が設定され、当該地域からの動物や畜産物の移動制限が講じられるが、第一義的にその移動制限の履行責任を有するのは、禁止対象物品の発送元となる加盟国である。さらに、EU 加盟国間では EU 域内での人および物の通行の自由が守られているため、動物検疫に関しても原則的には国境措置を講じてはならないとされている。デンマークでは、他の EU 加盟国の制限区域由来の肉や他の EU 加盟国を経由して違法に持ち込まれた EU 域外由来の肉については、DVFA が警察と協力し、国境付近でチェックを行うことがある。

デンマークでは、生産者団体である DAFC が、ASF などの疾病が国内に侵入することを防ぐ目的で、外国から国内に入る家畜運搬車両の清掃・消毒及びその管理に関する基準を輸送規格として定めており、生体の豚を他の EU 加盟国に出荷した家畜運搬車両は、デンマーク国内に再入国する際に、必ず消毒ポイントに立ち寄り、洗浄・消毒を受ける。さらに、家畜を荷下ろしした先の国のリスクに応じて、車両には検疫期間が設けられており、この検疫期間を経過しないまま当該車両が農場等に立ち入ることは許可されない。これらのルールへの遵守は、車両に取り付けられた GPS の情報により DAFC が監視する。この取組は生産者団体が定めたルールであり、法的な強制力はないものの、デンマーク国内のほとんどの農場が DAFC に加盟しており、家畜運搬車両は農場への立ち入りに際して当該消毒等を実施したことの証明を求めることから、デンマーク入国時の消毒は、事実上義務的なものとして徹底されている。また、生産者団体が定めたルールであるが、繰り返しの違反が確認された際は違反金等が課される。

デンマークへの ASF 侵入リスクを減らすための行動計画の一環として、複数の言語のパンフレットがトラック運転手に配布されているほか、全国の幹線道路や幹線道路沿いのすべての休憩所には、食品厨芥をゴミ箱に入れることの重要性を伝える

標識が設置されている。デンマークの空港では、ASF 侵入リスクに対する認識を高める目的で作成された動画や CM が流されている。

6. 診断機能及び平時のサーベイランス

NRL として、国立血清研究所 (SSI) とコペンハーゲン大学獣医動物学部から構成されるデンマーク獣医コンソーシアム (DK-VET) が指定されている。DK-VET は ASF の診断が可能な国内唯一の診断施設であり、ASF の診断検査として、ELISA、免疫ペルオキシダーゼ法及び PCR が実施可能である。DK-VET の診断技能は、ISO/IEC 17025 の認定を受けており、認定機関による毎年の監査訪問と 5 年ごとの更新のための訪問を受けている。また、EURL が提供する年次の技能試験に参加しており、直近 (2023 年) の試験では、適切な検査能力を有することを確認されている。DK-VET は 24 時間検査が実施可能な体制を取っており、ASF の検査については、1 週あたり 6,000-9,000 回の PCR 検査及び 500 回の血清学的検査に対応できるキャパシティーを有している。

家畜豚に対するパッシブサーベイランスとしては、リスト 1 疾病が疑われる際の VIU に対する通報が義務とされている。家畜の飼養者には、リスト 1 疾病の疑い (特定の臨床症状、発熱、死亡率の増加等) が認められた場合に直ちに獣医師を呼ぶ義務が課されており、獣医師はリスト 1 疾病を疑った場合に、直ちに当該地域を管轄する VIU に通報しなければならない。通報を受けた VIU は当該農場に立ち入ってサンプリングを行い、採取したサンプルは DK-VET に送られて診断に供される。

家畜豚に対するアクティブサーベイランスとしては、生産者団体である DAFC 傘下の診断施設が行う豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS) の診断検査等のために提出されたサンプルの一部が DK-VET に送付され、これらを ASF 検査に供するシステムが存在する。この枠組みにおいて、年間 300 頭程度の家畜豚の検査が行われている。

野生イノシシについては、後述する野生イノシシ撲滅計画の一環として、生きている又は死亡している野生イノシシが目撃された際の通報システムが整備されており、生きた野生イノシシの場合には、発見者の通報を受けたデンマーク自然庁が追跡し狩猟を行っている。ASF のサーベイランスとして、これらの野生イノシシからサンプルが採取され、DK-VET において検査が実施される。この枠組みにおいて 2018 年以降、154 頭の野生イノシシの検査が実施された。

7. 野生イノシシの管理

デンマークには、元来野生イノシシはほとんど生息していなかったが、2000 年代初期に隣国であるドイツで生息頭数の増加が認められ、その一部がデンマーク国内へ侵入し、定着するようになった。2018 年には、野生イノシシを介した ASF の伝播リスクを低減する目的で、野生イノシシの根絶を目指した野生イノシシ根絶計画が策定された。それ以降、デンマーク自然庁が中心となり、DVFA、環境保護庁及びデンマーク狩猟協会とも連携しつつ、国土からの野生イノシシの根絶に向けた計画が進められてきた。2018 年の時点で約 150 頭の野生イノシシが生息していると推定されていたが、その後の取組が功を奏し、2022 年には国土からの野生イノシシの根絶が達成されたと考えられている。本計画に基づく具体的な措置は、陸路国境を接するドイツからの野生イノシシの侵入を防止するための柵の設置や狩猟強化のための法令改正、捕獲強化のための餌場や罠の設置、野生イノシ

シ群の監視強化、狩猟者による通報のインセンティブを高めるための無料の寄生虫症の検査の実施、狩猟者に対する通報等の義務化等に及んでいる。

隣国のドイツは ASF 発生国であるため、デンマーク-ドイツ国境に沿って 67 km に渡って柵が敷設されており、国内への野生イノシシの侵入防止が図られている。また、柵には人や車両等の通行のために常時開放された通路が 20 か所設けられているものの、このような開口部のうち多くは動物の通行を防止する構造となっている。また、万一侵入を許した場合に備えて、カメラによる監視及び国境付近への餌場の設置等を行っており、国内への侵入が確認された場合には、デンマーク自然庁の職員により狩猟活動が開始される。これらの措置により 2023 年 12 月現在までに柵の開口部を通じて国内への侵入を許した野生イノシシは 1 頭のみで、当該個体については侵入後に駆除されている。これらの取組は国土から野生イノシシが根絶されたとされている 2022 年以降も継続されており、今後も継続される予定である。

また、野生イノシシの監視活動として、前述の餌場の設置等のほか、DVFA は通報のためのスマートフォンアプリを無料で提供し、国民や狩猟者への通報への協力を呼び掛けている。特に狩猟者に対しては、通報の義務が課されている。さらに狩猟者による通報のインセンティブを確保するため、食中毒の原因寄生虫である旋毛虫（トリヒナ）の検査を DVFA の負担で行っている。野生イノシシの目撃情報が寄せられた場合には、狩猟活動が開始される。寄せられた野生イノシシに係る情報は、データベースに集約され、DVFA のウェブサイトで公表されている。

8. 家畜豚における発生時の対応

前述のとおり、家畜の飼養者及び獣医師は動物の健康観察を行い、リスト 1 疾病の疑いがある場合には VIU に通報する義務がある。飼養者又は獣医師が適切に通報を行わなかった場合には、罰金が科される。また、違反が重大なものと認められた場合又は繰り返し違反が認められた場合には、飼養者は永久又は一定期間、動物の飼養を行う資格を失うことがある。また、ASF の発生に伴う動物や物品の処分に係る補償についても、適切な通報がなされていない場合には、減額又は取消される。

通報を受けた VIU は、DVFA の電子システムを通じて DVFA 本部の動物衛生課と情報を共有する。その後、VIU の獣医官は当該農場を訪問する。獣医官は、体温測定を含む臨床検査及び死亡畜に対する剖検等を行い、疑わしい臨床症状や病理所見が確認された場合には、当該豚及びその同居豚から扁桃、脾臓、リンパ節、腎臓及び必要に応じて血液をサンプリングする。サンプルは警察によって NRL に輸送される。NRL へのサンプルの提出は通報から 8 時間以内が目標とされている。NRL での検査結果は、サンプルが到着してから 12 時間以内に提供される。検査結果が陽性となった場合は、DVFA から ASF の発生が宣言される。

ASF が確定した場合、DVFA が定める防疫指針に基づき、全体指揮を執る NDCC 及び発生地において実動の指揮を執る LDCC が組織される。また、DVFA は発生に伴う輸出停止等の措置を講じる。

発生農場においては、LDCC が、DEMA 及び警察の協力のもと、発生農場の動物の殺処分を行う。殺処分は、診断から 36 時間以内に開始される。殺処分された死体は、原則的にレンダリング施設又は焼却施設に運ばれる。飼料、敷料、肥料等、汚染されている可能性のある全ての物品は焼却等される。殺処分終了後、農場の

一次清掃・消毒が行われる。発生農場で感染があったと推定される期間に飼養されていた豚に由来する豚肉は、追跡され、処分等される。

また、家畜豚で ASF が発生した場合、NDCC が LDCC と協議の上、原則、発生農場の半径 3 km 及び半径 10 km 以内の地域をそれぞれプロテクションゾーン (PZ) 及びサーベイランスゾーン (SZ) (併せて「制限区域」と言う。) に指定する。PZ 内の全ての豚群及び SZ 内から抽出された 20% の豚群は、強化サーベイランスとして VIU による訪問を受け、その際に臨床検査や検査用のサンプルの採取等がなされる。制限区域内の野生イノシシについては、前述の平時において実施されているサーベイランスと同様のものが継続される。また、豚生体、精液、豚肉等の移動が制限される。さらに、制限区域内の農場で豚が死亡した場合には、農場は LDCC に報告しなければならない。

疫学調査は LDCC の疫学チームによって発生農場において実施される。疫学関連農場は、通報から遡って 15 日以内に発生農場と直接的又は間接的に接触があった可能性のある農場として定義され、該当する農場で飼養される動物は、疑い事例として扱われる。疫学的状況等により正当化される場合には、発生農場や疑い事例の周辺の動物を予防的に殺処分することができる。

ASF が発生した場合、DVFA は家畜の所有者に対し、動物や物品の処分及び発生により失われた推定収入の一定割合を補償する。動物や物品の処分に係る補償については、通報が適切になされていない又は当該農場におけるバイオセキュリティ措置が不十分である場合、DVFA は補償を減額又は取消とすることができる。一方、疾病発生によって営業ができない間に発生した損失については、通報が適切になされていないければ、補償を減額又は取消されることがあるが、当該農場におけるバイオセキュリティ措置の実施状況は補償額に勘案されない。

制限区域の解除に当たっては、前述の臨床検査及び採取されたサンプルに対する検査室検査が全て陰性かつ発生農場における一次清掃・消毒から原則 45 日経過している必要がある。一方、ASF の発生が孤発的な事例でない場合、設定された制限区域は解除されず、欧州委員会及び他の EU 加盟国の承認を得て、RZⅢと呼ばれる区域に置き換えられ、その周縁にバッファゾーンとして RZI が設定される。RZⅢや RZI 内では引き続き豚生体、精液、豚肉等の移動が制限される。

発生農場における豚の再導入には、再導入に当たって必要となる清掃・消毒の完了が DVFA によって承認された日から少なくとも 40 日が経過しており、かつ所定の数の抗体検査によって陰性が確認されていること等が要件となっている。ただし、清掃・消毒から 6 か月以上が経過していれば、抗体検査の要件は課されない。

と畜場、家畜集合施設、国境検査所及び輸送施設において発生した場合、豚は全て殺処分され、施設は VIU によって清掃・消毒される。また、当該施設は一定期間閉鎖される。

9. 野生イノシシにおける発生時の対応

デンマークでは、前述のとおり、現時点においては野生イノシシがデンマーク国内からの根絶が達成されたものと考えられているが、野生イノシシでの発生が確認された場合に備えて、野生イノシシにおける ASF 発生時の対応についても、家畜豚と同様に防疫指針の疾病別のマニュアルで定められている。前述のとおり、死亡した又は生きた野生イノシシの情報は、DVFA に通報され NRL で検査が行

われる。陽性となった場合、家畜豚での発生の場合と同様に、NDCC 及び LDCC が設置される。なお、野生イノシシで発生した場合、NDCC に獣医師、ハンター、疫学者、野生動物の専門家で構成される特別専門家チームを設置する。陽性となった野生イノシシは、家畜豚の処理方法と同様の方法で処理される。

野生イノシシで正式に ASF が確認された場合、NDCC がコントロールゾーン (CZ) を設定する。CZ の大きさは、PZ や SZ と異なり、原則的な大きさは定まっておらず、リスクを考慮して設定される。LDCC は、CZ 内の全ての農場を公的な監視下に置き、CZ 内の農場に対して、PZ 又は SZ 内の農場と同様の強化サーベイランス、移動制限及び当該地域の野生イノシシを根絶することを目的とした野生イノシシ対策が講じられる。これには柵の設置による野生イノシシの封じ込め措置が含まれる。

CZ は原則的に、EU 規則に基づき、RZ II に置き換えられ、その周縁にバッファゾーンとして RZI が設定される。これらのゾーンでは、引き続き移動制限等が講じられる。